

洋上風力促進のための区域の選定に関する有識者会議（第2回）

○議題

長崎県五島市沖に係る促進区域の指定基準への適合性について

○概要

<長崎県五島市沖に係る促進区域の指定基準への適合性について>

- 長崎県五島市沖について、再エネ海域利用法第8条第1項各号に規定されている、促進区域の指定基準に適合することについて、委員より合意が得られた。
- 上記の促進区域の指定基準への適合性については、委員から以下の確認がなされた。
 - ✓ 再エネ海域利用法第8条第1項第2号に関連して、航路に支障がないことの確認の方法について委員より質問があり、事務局から、航路利用者が構成員である協議会において合意形成が得られたことを説明した。
 - ✓ 再エネ海域利用法第8条第1項第3号に関連して、一体的に利用する港湾の諸元について質問があり、事務局より諸元及び促進区域の指定基準への適合性について説明した。
 - ✓ 長崎県五島市沖における協議会での協議会意見とりまとめにおいて、「既設の海洋構造物運営に支障を及ぼさないこと」と記載していることについて、委員より確認の方法について質問があり、既設海洋構造物の内容、及び当該海洋構造物の運用主体が構成員である協議会において合意形成が得られたことを説明した。

<今後の進め方について>

- 以上を踏まえて、長崎県五島市沖について、今後の法定手続きを進めることについて、合意が得られた。